

かめやま

2022 JUN

6 / 16

No.401

お知らせ版

主な内容

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関するお知らせ	1
住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給	2
暮らしの情報BOX	6
広報ガイド(7月)	13
一次救急当番医(7月)	14

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)を 1カ月前倒しします

問合先 新型コロナウイルスワクチン接種室(あいあい) ☎98-5565

国から、新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)の対象者について、初回接種(1・2回目接種)完了後「6カ月以上経過した人」から「5カ月以上経過した人」に変更することが示されました。それを受けて、市の新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)を1カ月前倒し、次のスケジュールで順次接種券を発送しますので、接種券が届くまでしばらくお待ちください。

■接種時期・接種券一体型予診票の送付時期(予定)

2回目接種時期	3回目接種時期	接種券一体型 予診票送付日	予約開始日	接種開始日
令和4年2月	令和4年7月	6月15日(水)	6月24日(金)	それぞれ2回目 接種日から <u>5カ月経過後</u>
令和4年3月	令和4年8月	7月中旬	7月下旬	
令和4年4月	令和4年9月	8月中旬	8月下旬	

※スケジュールの最新情報は、市ホームページなどでご確認ください。

■接種回数 1回

■接種費用 無料

■接種場所 集団接種：あいあい
個別接種：市立医療センター

■予約方法

接種券一体型予診票が届きましたら、同封の案内文を確認して予約してください。



・電話予約【予約専用ダイヤル】☎0120-946-301

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後7時、土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時

・インターネット予約【24時間受付】

URL <https://www.covid19-vaccine.mrso.jp/242101/VisitNumbers/visitnoAuth/>



※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、掲載した行事が中止または延期になる場合があります。
詳しくは、各問合先にご確認ください。

住民税非課税世帯等への 臨時特別給付金の支給

相談窓口 地域福祉課福祉総務グループ(あいあい ☎84-3311)

コロナ禍における原油価格・物価高騰や新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の影響を踏まえ、住民税非課税世帯(世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。以下「非課税世帯」という。)のほか、感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対して、1世帯当たり一律10万円の臨時特別給付金を支給します。

支給額

対象世帯1世帯あたり10万円(1世帯1回限り)

対象世帯

次のいずれかに該当する世帯(世帯全員が、住民税が課税されている者の被扶養者である世帯を除く)

※対象世帯 **1** と **2** の重複受給はできません。

※令和3年度分の住民税が非課税であったことなどにより、当該給付金を受給された世帯または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、再度受給することはできません。

1

令和3年12月10日時点で国内に住民登録がある者で、令和4年6月1日時点で亀山市に住民登録があり、同一世帯に属する者全員の令和4年度分の住民税が非課税の世帯(世帯員に令和4年度の住民税の未申告者がいる場合は、非課税であることの誓約が必要です)

2

申請時点で亀山市に住民登録があり、感染症の影響を受け、令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度分の住民税が課税されている者全員の1年間の収入見込額(令和4年1月以降の任意の1か月の収入×12)が、住民税非課税水準に相当する額以下の世帯(右表参照)

※世帯人数が右表を超えるなどの場合は、相談窓口へお問い合わせください。

■住民税非課税水準に相当する年間給与収入見込額の目安

扶養人数	家族構成例	年間給与収入の目安
0人	単身または扶養親族がいない	930,000円以下
1人	配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している	1,378,000円以下
2人	配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している	1,684,000円未満
3人	配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している	2,100,000円未満
4人	配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している	2,500,000円未満
5人	配偶者・扶養親族(計5人)を扶養している	2,900,000円未満

※障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の世帯の場合2,043,000円以下

例えば

世帯主Aと配偶者Bの
高齢者夫婦の世帯(非課税)

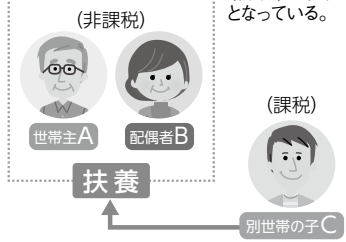


別世帯の
子Cと子D(課税)



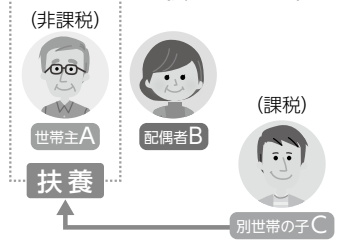
支給対象外

A・Bともに子C(課税)の扶養となっている。



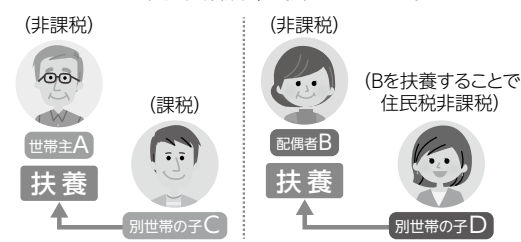
支給対象

Aのみが子C(課税)の扶養となっている。



支給対象

Aが子C(課税)の扶養、Bが子D(Bを扶養することで住民税非課税)の扶養となっている。



配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により基準日(令和4年6月1日)以前に亀山市に住民票を移すことができなかった方は、一定の要件を満たしている場合、申出書の提出により、給付金を申請することができます。

「配偶者からの暴力を理由に避難している方」の要件(例)

- 配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること(保護命令決定書の写しをご提出ください)
- 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象となっていること

※申出書は、あいあいの相談窓口、本庁、関支所にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2022011800019/>

1

対象世帯 **1** に該当する世帯(市から7月上旬以降に案内文書を順次送付します)

市から郵送される確認書等に振込先口座(世帯主の本人名義の口座に限る)などの必要事項を記入し、振込先口座の通帳などの写しと本人確認書類(運転免許証など)の写しを添付し、案内文書に同封の返信用封筒で返送または相談窓口(地域福祉課福祉総務グループ)へ提出してください。

提出期限 10月28日(金)(やむを得ない事情があると認められるときは、この限りではありません)

提出書類 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

②振込先の金融機関口座の通帳やキャッシュカードの写し

③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し

※世帯の中に未申告者がいる場合は、非課税であることの誓約書の提出が必要です。

※修正申告や所得更正を行った結果、令和4年度の住民税が非課税から課税となった場合は、給付金の返還が必要です。

2

対象世帯 **2** に該当する感染症の影響を受けて家計が急変した世帯

申請書に振込先口座(世帯主の本人名義の口座に限る)などの必要事項を記入し、簡易な収入(所得)見込額の申立書、振込先口座の通帳などの写しと本人確認書類(運転免許証など)の写しを添付し、相談窓口(地域福祉課福祉総務グループ ☎519-0164 羽若町545)へ郵送または直接提出してください。

※申請書は、あいあいの相談窓口、本庁、関支所にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請期間 7月1日(金)～12月31日(土)(当日消印有効)

提出書類 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(家計急変世帯)

②振込先の金融機関口座の通帳やキャッシュカードの写し

③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し

④簡易な収入(所得)見込額の申立書

⑤令和4年中の収入の見込額などの状況を確認できる書類の写し

※感染症の影響ではない収入減少により給付金を申請し、受給した場合は、給付金の返還が必要です。

給付時期・方法

市が確認書や申請書などを受理し、内容に不備がなければ、受理してから2週間程度後に、申請者等の本人名義の口座へ振り込みます。臨時特別給付金について不明な点などは、相談窓口またはコールセンターへお問い合わせください。

【相談窓口】 地域福祉課福祉総務グループ(あいあい1階4番窓口)

☎84-3311

【コールセンター】 ☎0800-200-1857

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末(12月29日～31日)を除く)

◎住民税非課税
世帯等への臨時特別
給付金について
詳しくは、
市ホームページを
ご確認ください。



低所得の子育て世帯への 生活支援特別給付金の支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うため、次の生活支援特別給付金を支給します。

受付期間

令和4年7月1日(金) ~
令和5年2月28日(火)

ひとり親世帯への支給分

支給額 児童1人あたり5万円
対象者 次のいずれかに該当する人

問合先 子ども未来課子育てサポートグループ(あいあい) ☎96-8822)

①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します(6月中旬発送予定)。

※受給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 6月30日(木)に児童扶養手当振込口座へ振り込みます。

②公的年金等※1を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人で、収入が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人

※1 公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金など

申請方法 申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を子ども未来課子育てサポートグループへ提出してください。

※窓口での申請が難しい場合は郵送も受け付けますので、お問い合わせください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

申請方法 申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を子ども未来課子育てサポートグループへ提出してください。

※窓口での申請が難しい場合は郵送も受け付けますので、お問い合わせください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

●申請書等は、子ども未来課子育てサポートグループ(あいあい)の窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ひとり親世帯以外への支給分

※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた人は対象外となります。

支給額 児童1人あたり5万円
対象児童 平成16年4月2日(障がい児については、平成14年4月2日)から令和5年2月28日までの間に出生した児童
対象者 次のいずれかに該当する人

問合先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人で、令和4年度住民税均等割非課税の人

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します。(6月下旬発送予定)。

※受給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 7月下旬に児童手当または特別児童扶養手当の振込口座へ振り込みます。

②令和5年2月までの出生等により、新規に児童手当または特別児童扶養手当の支給を受ける人で、令和4年度住民税均等割非課税の人

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します。(随時)

※受給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 随時、児童手当または特別児童扶養手当の振込口座へ振り込みます。

③①②以外の人(高校生のみ養育している人や公務員などで令和4年度住民税均等割非課税の人、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入になった人)

申請方法 申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を市民課医療年金グループへ提出してください。

※窓口での申請が難しい場合は郵送も受け付けますので、お問い合わせください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

●申請書等は、市民課医療年金グループの窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



注意!



口座番号・暗証番号、通帳・キャッシュカード、マイナンバーを絶対に教えないでください!

市や総務省などの職員が「臨時特別給付金」や「子育て世帯への生活支援特別給付金」の給付のために、現金自動預払機(ATM)の操作や手数料の振り込みなどを求めることは、絶対にありません。

自宅や職場などに市や総務省の職員などをかたった電話が掛かってきたり、メールが届いたりしたら、最寄りの警察署や次の窓口へご連絡ください。

- ・消費者ホットライン ☎188
- ・新型コロナ関連詐欺 消費者ホットライン ☎0120-797-188
- ・警察相談専用電話 (#9110)

夏本番! マスクの着用による熱中症に気をつけましょう!

問合せ先 健康政策課健康づくりグループ(あいあい ☎84-3316)

今年もコロナ禍の夏となります。コロナ禍では、マスク着用により熱がこもりやすくなるなど、熱中症のリスクが高まります。感染症予防と合わせて、熱中症対策を行うことが大切です。

《コロナ禍の熱中症予防のポイント》

- ・マスク着用により、水分補給を忘れがちになったり、のどの渇きを感じにくくなったりするため、こまめに水分補給を行いましょう!
- ・マスクを着けているときは、負荷のかかる作業や運動を避けましょう!
- ・屋外で人と十分な距離(2メートル)が確保できるときは、マスクを外す時間を増やしましょう!

マスク着用について

本市におけるマスク着用について、以下のとおり取り扱います。

なお、基本的な感染対策としてのマスク着用の重要性など、その位置付け等が変更されるものではありませんので、引き続きマスクの必要な場面での着用をお願いします。

1. 屋外でのマスク着用

ランニングなど離れて行う運動や、鬼ごっこのような密にならない外遊びなど、屋外で2メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合は、マスクを着用する必要はありません。

徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うことはあっても会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。屋外であっても、近い距離で会話をするような場面では、引き続き、マスクの着用を推奨します。

夏場については、熱中症になるリスクが高くなるので、上記のマスクを着用する必要がない場面では、マスクを外すことを推奨します。

屋 外	身体的距離が確保できる (2m以上を目安)	身体的距離が 確保できない
会話を行う	必要なし	着用推奨
会話をほとんど 行わない	必要なし	必要なし

2. 屋内でのマスク着用

他者との距離が確保できており、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。一方、会話を行う場合は、着用を推奨します。

距離が確保できない場合で、会話を行うときは、マスクの着用を推奨します。加えて、通勤電車の中など距離が確保できない場合で、会話をほとんど行わないときについても、着用を推奨します。

屋 内	身体的距離が確保できる (2m以上を目安)	身体的距離が 確保できない
会話を行う	着用推奨 十分な換気など対策を講じている場合は外すことも可	着用推奨
会話をほとんど 行わない	必要なし	着用推奨

3. 子どものマスク着用

2歳未満の子どもについては、マスク着用は奨めません。

2歳以上の就学前の子どもについては、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めません。

施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲でマスク着用を求める場合があります。なお、この場合でも、マスク着用を無理強いすることにならないよう留意してください。



もよおし

こころの健康相談

県鈴鹿保健所地域保健課
(☎059-382-8673)

専門医が相談に応じます。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

と き 7月7日(木)

午後1時30分～3時30分(予約制)

ところ 県鈴鹿庁舎保健所棟1階

対象者 こころに悩みを持つ本人またはその家族など

費用 無料

申込方法 県鈴鹿保健所地域保健課へ電話でお申し込みください。

【鈴鹿高専】ひらめき☆ ときめきサイエンス

鈴鹿工業高等専門学校
総務企画係
(☎059-368-1717)

夏休みに、科学・技術の楽しさにふれてみませんか？

①光で発電！一から作る、あなたが作る太陽電池

と き 1回目 8月27日(土)
2回目 8月28日(日)

両日とも午前9時30分～午後4時

対象者 中学1年生～3年生

定員 各日10人

申込期限 7月10日(日)

②人工衛星の役割を学んで、人工衛星用金属の耐久性評価を体験してみよう！

と き 8月21日(日)

午前9時30分～午後5時30分

対象者 中学3年生

定員 20人

申込期限 7月15日(金)

共通事項

ところ 鈴鹿工業高等専門学校

申込方法 ①、②ともに鈴鹿工業高等専門学校ホームページ([URL https://www.suzuka-ct.ac.jp/](https://www.suzuka-ct.ac.jp/))からお申し込みください。



お知らせ

6月23日～29日は
「男女共同参画週間」です
文化課人権・ダイバーシティグループ
(☎96-1224)

男性と女性が、職場、学校、地域、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、一人ひとりの意識や取り組みが必要です。

国が発表した令和4年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズは、『「あなたらしい」を築く、『あたらしい社会へ』です。この機会に、男女共同参画について考えてみませんか？

なお、期間中に市民協働センター「みらい」において、男女共同参画に係るパネル展示を行います。ぜひ、ご覧ください。

西野公園プール一般公開

西野公園体育館(☎82-1144)

西野公園プールを一般公開します。

公開期間 7月1日(金)～8月31日(水)

開放時間・利用料金

▷午前9時～午後0時30分

小・中学生…50円

高校生・一般…100円

▷午後1時～5時30分

小・中学生…100円

高校生・一般…210円

(市外の方は、別料金です。)

※水温が低く水泳に適さない日などは、予告なく公開を中止する場合があります。

水泳記録会(無料)

と き 一般公開期間中随時

対象者 小学生以上で50mを泳げる人



各種検診・教室

関いきいき教室～介護予防教室～

社会福祉法人柊会 華旺寿
(☎96-3131)

と き 7月5日～26日の毎週
火曜日

①午前10時～11時30分

②午後1時30分～3時

ところ 老人福祉関センター2階

内容 介護予防のための体操や講話、レクリエーションなど

①リラックス体操等

②アクティブ体操等

対象者 市内在住の65歳以上の
人およびその付き添いの人

参加費 無料

持ち物など 飲み物、タオル、動きやすい服装

申込期限 各日開催日の前日

申込方法 社会福祉法人柊会
華旺寿へ電話でお申し込みください。

加太いきいき教室～介護予防教室～

社会福祉法人柊会 華旺寿
(☎96-3131)

と き 7月20日(水)

午後1時30分～3時

ところ 林業総合センター

内容 介護予防のための体操や講話、レクリエーションなど

対象者 市内在住の65歳以上の
人およびその付き添いの人

参加費 無料

持ち物など 飲み物、タオル、室内履き、動きやすい服装

申込期限 7月19日(火)

申込方法 社会福祉法人柊会
華旺寿へ電話でお申し込みください。



妊婦教室

子ども未来課母子保健グループ
(あいあい ☎98-5003)

と き 7月11日(月)

午前9時30分～11時30分

ところ あいあい1階集団指導室

内 容 母乳・お母さんの歯の健康・産後の生活についての話、参加者同士の交流

対象者 市内に住所を有する妊婦とパートナー

定 員 5人(先着順)

参加費 無料

持ち物 母子健康手帳

受付開始日 6月21日(火)

申込方法 子ども未来課母子保健グループへ電話または直接お申し込みください。

※申込時に簡単な問診をします。



スマホセミナー

DX・行革推進室(☎84-5032)

誰もがデジタル化によるメリットを享受できるよう、これからスマートフォンを持とうとしている人向けにセミナーを開催します。

と き 7月11日(月)

午後1時～3時

ところ 本庁3階理事者控室

内 容 スマートフォンの基本的な利用(電源の入れ方、電話の掛け方、カメラの使い方、インターネットの使い方、SNSアプリの使い方など)

※研修で使用するスマートフォンは貸し出します。

対象者 市内に住所を有する人で、スマートフォンを持とうと検討している人

定 員 20人(先着順)

参加費 無料

申込期限 7月4日(月)

申込方法 DX・行革推進室へ電話または直接お申し込みください。

※申し込みが少数の場合は開催を中止することがあります。



夏休み工作教室

亀山児童センター(☎82-9460)

みえこどもの城・移動児童館による工作教室を開催します。夏の思い出づくりにご参加ください。

と き 8月5日(金)

①午前10時30分～正午

②午後1時30分～3時

ところ 亀山児童センター2階

内 容 くるくる万華鏡づくり

対象者 小学生

定 員 各回25人

参加費 無料

申込期間 6月21日(火)～30日(木)

申込方法 亀山児童センター(月曜日は休館)へ申込書を提出してください(申込書は亀山児童センターにあります)。

※応募者が定員を超える場合は、抽選により決定し、7月初旬に郵送で結果をお知らせします。



募 集

フルタイム会計年度任用職員(認定調査員)の募集

鈴鹿亀山地区広域連合
介護保険課認定グループ
(☎059-369-3203)

鈴鹿亀山地区広域連合において、介護認定調査員を募集します。

募集人数 2人程度

業務内容 亀山市・鈴鹿市内での介護認定調査および調査票の作成・確認作業

応募資格 次の要件をすべて満たす人

▷次のいずれかの資格を有すること
介護支援専門員、保健師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、介護福祉士実務者研修修了者(ヘルパー1級)、介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級)、社会福祉主事任用資格

▷普通自動車免許(AT限定可)を有すること

▷パソコン操作(入力・検索など)ができること

任用期間 令和4年8月1日～令和5年3月31日

勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(休憩60分)

勤務日数 週5日(原則として土・日曜日、祝日は休み)

勤務場所 鈴鹿亀山地区広域連合(鈴鹿市役所西館3階)

給 与 月額193,900円(予定額)

※その他各種手当(期末手当、通勤手当など)があり、社会保険にも加入

応募期間 6月21日(火)～7月5日(火)必着

応募方法 「会計年度任用職員採用試験申込書」を鈴鹿亀山地区広域連合総務課(〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18-18 鈴鹿市役所西館3階)へ持参または郵送してください。

※申込書は、鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからダウンロードするか、鈴鹿亀山地区広域連合総務課へ直接または郵送で請求してください。



給食調理員 (会計年度任用職員)の募集

教育委員会事務局教育総務課
保健給食グループ(☎84-5073)

学校給食の調理員を募集しています。未経験の人も、気軽にお問い合わせください。

①給食調理員

募集人数 2人程度

勤務日数 月平均18日程度

社会保険など 雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

②給食調理員(代替)

募集人数 2人程度

勤務日数 月平均5日程度(休暇職員等の代替勤務、増減あり)

社会保険など 労災保険

共通事項

業務内容 学校給食の調理

勤務時間 午前8時15分～午後4時15分(7時間)

休日 原則として土・日曜日、祝日、学校の休業期間中は休み

勤務場所 市内小学校または関学校給食センター

任用期間 令和5年3月31日まで(更新あり)

報酬 時間給940円

通勤手当 通勤距離区分に応じて支給

応募期間 随時(すでに締め切っている場合もありますのでお問い合わせください。)

選考方法 書類選考、面接

応募方法 教育委員会事務局教育総務課保健給食グループ(〒519-0195 本丸町577)へ履歴書を持参または郵送してください。

中学校外国語通訳 (非常勤職員)の募集

教育委員会事務局学校教育課
教育支援グループ(☎84-5076)

募集人数 1人

業務内容 児童・生徒の学習支援、保護者の対応、通信等の翻訳など

応募資格 タガログ語、英語のいずれか、または両方の通訳と翻訳ができる人

任用期間 令和4年8月1日～令和5年3月31日

勤務時間 原則として午前8時30分から3.5時間

勤務日数 月平均10日程度

勤務場所 市内中学校

報酬 時間給1,250円(予定)

応募期限 6月30日(木) 必着

応募方法 教育委員会事務局学校教育課教育支援グループ(〒519-0195 本丸町577)へ履歴書を持参または郵送してください。

※応募者については、市役所で面接を実施(令和4年7月予定)



試験

税務職員募集(高校卒業程度)

名古屋国税局人事第二課試験係
(☎052-951-3511)

受験資格 次のいずれかに該当する人

▷令和4年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人および令和5年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人

▷人事院が上記に掲げる人に準ずると認める人

試験日程

▷第1次 9月4日(日)

▷第2次 10月12日(水)～21日(金)のうち、いずれか指定する日

申込期間 6月20日(月)午前9時～29日(水)(受信有効)

申込方法 インターネットによりお申し込みください。

URL <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※インターネット申込ができない場合は、名古屋国税局人事第二課試験係へご連絡ください。

令和4年度狩猟免許試験

県四日市農林事務所森林・林業室
(☎059-352-0655)

第1回

とき 7月9日(土)

ところ 県四日市庁舎

申込期限 6月29日(水)

第2回

とき 8月11日(木・祝)

ところ 県庁講堂棟講堂

申込期限 8月1日(月)

第3回

とき 9月1日(木)

ところ 県津庁舎

申込期限 8月22日(月)

※試験時間はいずれも午前9時50分～午後5時、申込期限は各期限日の午後5時まで

免許の種類 網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許、第2種銃猟免許

受験料 初心者・・・5,200円

一部免除者・・・3,900円

※提出書類や手数料など詳しくは、県四日市農林事務所森林・林業室へお問い合わせください。

※申請書は、農林振興課農林施設グループ(本庁2階)にも備えています。

亀山市シティプロモーションサイト

市内の三ヶ所情報やPRムービーなど魅力満載!

住めば、ゆうゆう...

亀 KAME YAMA 山

住めば、ゆうゆう。 検索

パブリックコメント(意見公募)



<共通事項>

意見を提出できる人 市内に在住、在勤、在学する人、または市内で事業を行う人

縦覧場所 各計画の担当課・室、市情報公開コーナー(本庁2階)、関支所窓口、あいあい南側口ビー
※市ホームページからも縦覧できます。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/shisei/2022040500027/>

縦覧・意見の提出期限

6月29日(水)(当日消印有効)



提出に必要な事項(様式は自由)

- ① 件名「〇〇〇〇〇〇〇(案)」に関する意見
(意見を提出したい計画(案)の名前を記入)
- ② 住所、氏名(ふりがな)
- ③ 勤務先または通学先(市外に在住する人のみ)

④ 意見

提出方法 提出に必要な事項を記入の上、郵便、ファクス、Eメールまたは直接、各計画の担当グループ・室へ提出してください。

意見の取り扱いなど

▶いただいた意見は、取りまとめの上、回答とともに公表します(個別に直接回答は行いません)。なお、公表することで個人の権利や利益を害するおそれのあるものは、その全部または一部を公表しないことがあります。

▶意見を提出していただいた人の氏名などの個人情報は、公表しません。

▶公表は7月上旬を予定しています。

より良い計画づくり
のため、皆さんのご意見
をお寄せください

第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)

政策推進課政策調整グループ(☎84-5123)

高齢化に伴う生産年齢人口の減少や出生数の低下などにより、今後、本格的な人口減少が進行することが予測される中、市では、人口減少対策として地方創生の取り組みを引き続き推進していくため、第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めています。

提出先

政策推進課政策調整グループ
(〒519-0195 本丸町577、FAX82-9955、✉seisaku@city.kameyama.mie.jp)

亀山市行政DX推進計画(案) DX・行革推進室(☎84-5032)

昨今の社会情勢の劇的な変化に対応し、国等の動向やデジタル化に伴う課題を踏まえつつ、急速に進展するデジタル技術を積極的に活用し、スマート自治体への転換を図り、一人ひとりのニーズに合った「利用者中心の行政サービス」につなげるため、亀山市行政DX推進計画の策定を進めています。

提出先

DX・行革推進室
(〒519-0195 本丸町577、FAX82-9955、✉joho@city.kameyama.mie.jp)

市立図書館は 9月1日から休館します

問合先 市立図書館 (☎82-0542)



市立図書館は、JR亀山駅前に移転し、令和5年1月26日(木)に新図書館として開館する予定です。現図書館は、移転準備のため、9月1日(木)から休館します。休館に伴い、次の業務を休止しますのでご了承ください。なお、休館中は、関図書館の資料のみ閲覧・貸出ができます。

○閲覧・貸出・学習室利用

※9月1日(木)以降の返却は、夜間／休日返却口(返却ポスト)をご利用ください。

○利用者登録

○複写(コピー)サービス

○調べもの相談

○所蔵資料の検索

※休館中は、市立図書館ホームページでの検索のみできます。

○団体貸出

※貸出は、7月21日(木)までです。

○資料の予約・リクエスト

※8月31日(水)までに貸出が完了しない場合は、新図書館開館以降の貸出になります。

○県立図書館のオンライン予約配送サービス(e-booking)における受け渡し

※6月30日(木)申し込み分までで停止します。

○県立図書館で貸出を受けた資料の返却

※9月1日(木)以降に返却の際は、県立図書館へ直接返却してください。



年金だより

任意加入制度と保険料免除・納付猶予制度のお知らせ

市民課医療年金グループ(☎84-5005)

日本年金機構津年金事務所(☎059-228-9112)

任意加入制度

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入できます。ただし、申し出のあった月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。

月額保険料…16,590円/月(令和4年度)

納付方法…原則として口座振替

条件…次のすべてを満たす人

- ▷国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ▷老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
- ▷20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の人
- ▷厚生年金保険、共済組合等に参加していない人
- ▷日本国籍を有しない人で、在留資格が「特定活動(医療滞在または医療滞在者の付添人)」や「特定活動(観光・保養等を目的とする長期滞在または長期滞在者の同行配偶者)」で滞在する人ではない人

※上記の人に加え、年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人や、外国に居住する日本人で20歳以上65歳未満の人加入できます。

保険料免除・納付猶予制度

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料が免除または納付が猶予される「保険料免除・納付猶予制度」があります。未納にせず、早めに手続きをしてください。

※本人や世帯主、配偶者の所得審査があります。

保険料免除・納付猶予が申請できる期間

過去期間…保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1カ月前までの期間)

未来期間…7月～翌年6月(承認の審査は年度単位で行います)

※令和4年度分(令和4年7月分～令和5年6月分)の申請は、7月から受付を開始します。

※引き続き、保険料免除・納付猶予の承認を希望する場合は、再申請が必要です。



井田川小学校区 「学童保育所くれよんくらぶ」 学童指導員の募集

小学校の放課後や夏休みなどの長期休業時における、子どもとの遊びや学習等の生活支援が主な仕事です。

募集人数 1人

応募資格 65歳までの人

勤務日 月～土曜日、祝日の内
週20時間程度

勤務時間

平日…午後1時頃～7時の
間で4～6時間程度
土曜日、祝日、小学校の長期
休業期間中…午前7時30分
～午後7時の間で6～8時間
程度

賃 金 時間給980円以上
社会保険など 労災保険、傷害
保険

※社会保険、厚生年金は応相談
※勤務条件により雇用保険、退
職金共済あり

問合せ・申込先 学童保育所くれ
よんくらぶ(☎82-7929)

かめやま子育て
LINE を
ご利用ください!

友だち
募集中



ID 検索 @ 124yeshn

子育てに関する情報を、
タイムリーにお届けします!

子育て世帯の交流情報や子
育て支援センターのイベン
ト、市の制度やお知らせなど
をLINEを活用して発信します。

「友だち登録」を行えば、子
育てに関するタイムリーな情
報を受け取ることができます。

行政からのお知らせや地域のイベント情報などを放送!



ご覧ください!

行政情報番組

「マイタウンかめやま」



放送時間 午前6時～深夜0時(30分番組を繰り返し放送)

番組更新日 毎週金曜日

チャンネル番号 123ch (ZTV コミュニティチャンネル)

番組の視聴方法 ～テレビのリモコン操作方法～

① 「12」のボタンを押す

② 「選局ボタン」を1つ進める

※選局番号(3桁入力)を「123」に合わせる、また
は電子番組表から選択しても番組を視聴できます。
(テレビの機種によって対応していない場合あり)

視聴はケーブルテレビへの加入が必要です。

広報秘書課広報グループ(☎84-5021)では、放送を録画したDVDの貸出も行っています。

6月17日(金)～23日(木)

- ウイークリーかめやま
- かめやま情報BOX
「亀山市消防団第4分団
三重県消防操法大会連覇に
向けて」
- エンドコーナー
「加太保育園」

6月24日(金)～30日(木)

- (番組枠を60分に拡大して放送)
- ウイークリーかめやま
ダイジェスト(4月～6月分)

※午前6時から深夜0時
まで、番組(文字情報を含
む)を繰り返し放送して
います。なお、放送内容
を変更する場合があります
ので、ご了承ください。



令和4年 犯罪発生状況



令和4年4月末・亀山署管内 刑法犯(窃盗、詐欺、傷害など)認知状況

総数	江ヶ室交番	関交番	昼生駐在所	川崎駐在所	野登駐在所
57件(-29件)	17件(-43件)	25件(+13件)	5件(+3件)	8件(+1件)	2件(-3件)

※()内は昨年同期比の増減数

その電話、詐欺かも!?

コロナ禍で、人との「接触」を避けるために、必要なコミュニケーションを電話やネットを使ったオンラインで行うことが多くなりました。

そんなコロナ禍の状況を、詐欺犯が「電話やネットで連絡をしてもターゲットに怪しまれず、好都合だ」と捉え、詐欺を仕掛けてくるかもしれません。警戒を強めましょう。

詐欺犯は、証拠が残るため、録音されることを嫌います。在宅中も留守番電話に設定したり、通話の自動録音などができる防犯機能が付いた電話機などを活用して、詐欺の電話を追い払いましょう。

電話詐欺被害防止!

- ・振り込みまたは引き出しを行う前に、家族や警察へ相談する!
- ・不審な電話が掛かってきたら、慌てず、いったん切る!
- ・一人で判断しない!

亀山地区防犯協会・亀山警察署(☎82-0110)



●西野公園体育館 (☎82-1144)

曜日	午前	午後	夜間
月	卓球、 バドミントン、 バスケットボール、 ソフトバレー		テニス
火			バドミントン
水			バスケットボール ハンドボール
木			バドミントン
金			卓球、バドミントン
土			卓球、バドミントン
日			バスケットボール

個人使用デー 7月4日(月)～8日(金)

●東野公園体育館 (☎83-1888)

曜日	午前	午後	夜間
月	卓球、 バドミントン、 バスケットボール、 ソフトバレー、 ニュースポーツ、 バレーボール		卓球、バドミントン
火			バドミントン、ニュース スポーツ(ソフトバレー含む)
水			バスケットボール
木			バスケットボール バレーボール
金			卓球、バドミントン
土			バスケットボール
日			卓球、バドミントン

個人使用デー 7月11日(月)～15日(金)

<施設利用時間>

午前	9:00～12:30 (12:00)
午後	13:00～17:30 (17:00)
夜間	18:00～21:30

※()は関B & G海洋センターのプール

<施設利用料金>

一般	100円 (200円)
中学生以下	50円 (無料)

※()は関B & G海洋センターのプール

●関B & G海洋センター (☎96-1010)

体育館 曜日ごとの競技種目の限定はありません。

個人使用デー 毎週水曜日

プール スイミングキャップの着用をお願いします(貸し出しは行っていません)。小学3年生以下の児童が泳ぐときは、保護者の付き添いが必要です。

個人使用デーは、団体の専用予約が入りません。それ以外の日は、専用予約が入ると個人使用ができませんので、事前に各施設へお問い合わせください。



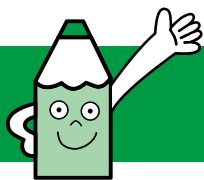
西野公園体育館



東野公園体育館



関B&G海洋センター



広報ガイド

7月

子育て支援センターの催し

亀山子育て支援センター「あいあいっこ」 ☎84-3314

ひよこくらぶ(手遊び、リズム遊び等)
7日(木)、28日(木) 11:00~11:30
マミーズおはなしボックス 15日(金) 11:00~11:30
おりがみだいすき 25日(月) 11:00~11:30
※対象でない人の施設利用は、9:00~11:00、13:30~16:00

関子育て支援センター「あすれっこ」 ☎96-0203

ぼっぼくらぶ(手遊び、リズム遊び等)
7日(木)、28日(木) 11:00~11:30
ひまわりママとあそぼう(運動あそび等)
14日(木) 11:00~11:30
※対象でない人の施設利用は、9:00~11:00、
13:30~16:00

「あいあいっこ」「あすれっこ」共通内容

※6月24日から各開催日の前日までに、電話または
来館しての申し込みが必要
※「あいあいっこ」各開催日先着10組
「あすれっこ」各開催日先着5組
※開催日当日の受付は、開催時間から開始

野登ルンビニ園支援センター「のんの」 ☎85-8030

茶道講座(先着5組) 12日(火) 10:00~11:30
※来館しての申込が必要。託児あり。
リトミック(先着10組) 14日(木) 10:30~11:00
※電話または来館しての申込が必要
遊ぼうデー「からだあそび」(先着7組)
20日(水) 10:00~11:00
※電話または来館しての申込が必要
親子フラワーアレンジメント講座(先着7組)
27日(水) 10:00~10:30
※電話または来館しての申込が必要

亀山愛児園「コスモス倶楽部」 ☎090-1566-1523

水遊びのおもちゃを作ろう 7月5日(火) 10:30~11:30
※申込締切4日(月)
絵本を読もう 7月12日(火) 11:30~11:45
水遊びをしよう 15日(金)、25日(月)、28日(木)
10:30~11:30
※持ち物などは電話でお問い合わせください。
7月生まれのお友だちお誕生日会・身体測定
29日(金) 10:30~
※どなたでも参加できます。
※7月生まれのお子さんは、事前にご連絡ください。

川崎愛児園「なぎの木」 ☎85-8018

どれだけ大きくなったかな(身体測定)
5日(火) 10:00~11:00
水遊びを楽しもう
12日(火)、19日(火) 10:30~11:30
楽しい親子運動あそび 26日(火) 10:00~11:00

保健だより

子ども未来課母子保健グループ ☎98-5003

育児相談

6日(水)9:30~10:30 あいあい
※母子健康手帳・バスタオルを持参、保護者はマスク着用

1歳6カ月健診

28日(木) あいあい

※令和2年12月の出生児対象。
受付時間は個人通知します。

3歳児健診

21日(木) あいあい

※平成31年1月の出生児対象。
受付時間は個人通知します。

各種相談

人権相談 人権擁護委員による相談	7日(木)	13:00~15:00	本庁1階市民対話室 ☎96-1224
	19日(火)	13:00~15:00	西庁舎1階第4会議室 ☎96-1224
	27日(水)	13:00~15:00	関支所1階応接室1 ☎96-1224
行政相談 行政に関わる意見、要望、 困っていることなどの相談	11日(月)	13:00~15:00	本庁1階市民対話室 ☎84-5008
	20日(水)	10:00~12:00	関支所1階応接室1 ☎84-5008
法律相談 弁護士による相談。 予約制(1カ月前から受付)	19日(火)	13:30~15:50	本庁1階市民対話室 ☎84-5008
	29日(金)	13:00~16:30	本庁1階市民対話室 ☎84-5008
市民活動なんでも相談 相談員による相談。予約制 (7/15まで受付) ※申込者がいない場合は開設しません。	19日(火)	13:00~15:00	市民協働センター「みらい」 ☎84-5008
	20日(水)	13:30~15:30	西庁舎3階第8会議室 ☎84-5035
心配ごと相談 生活上のあらゆる心配ごと、困り ごと相談。予約制(当日申込可)	8日(金) 22日(金)	13:00~15:00	あいあい1階相談室1 ☎82-7985
	8日(金) 22日(金)	13:00~15:00	あいあい1階相談室2 ☎82-7985
社協による法律相談 成年後見、権利擁護に関する弁護 士による相談。予約制(7/28正午 まで受付) ※申込者がいない場合は開設しません。	29日(金)	10:00~12:00	あいあい1階相談室2 ☎82-7985
	28日(木)	13:50~17:00	あいあい2階 ☎83-2425
療育手帳の相談・判定 児童相談所職員による相談・判定	4日(月)	9:10~15:50	あいあい2階 ☎83-2425
	月~金曜日 ※祝日を除く	9:00~17:00	あいあい2階 ☎83-2425
青少年相談 ※二トやひきこもりなど青少年 の自立支援	月~金曜日 ※祝日を除く	9:00~17:00	青少年総合支援センター ☎82-6000
	月~金曜日 ※祝日を除く	10:00~17:00 電話相談は 9:00~12:00 13:00~17:00	鈴鹿亀山消費生活センター ☎059-375-7611



一次救急当番医

7月

※夜間時間外応急診療や休日の当番医は、市ホームページでも案内しています。 問合先 ☎82-1111 (市役所代表)

●夜間時間外応急診療(日曜日・祝日を除く) 【診療時間】 午後7時30分～10時(受付:午後7時～9時30分)

市内内科系医師と市立医療センターの当番制で、夜間時間外の一次応急診療を実施しています。

◎月・水・木・金・土曜日

亀山市立医療センター

〒519-0163 亀田町466番地1
電話 83-0990 FAX 83-0306

◎火曜日

みえ呼吸嚥下リハビリクリニック

〒519-0171 アイリス町14番地7
電話 84-3536 FAX 84-3537



●日曜日・祝日の当番医 【診療時間】 午後1時～7時30分(受付:午後1時～7時)

7月	日	医療機関名	所在地	電話番号
	3日(日)	亀山医院	本町三丁目10番地5号	☎ 82-0015
	10日(日)	亀山皮フ科	渋倉町320(河村ビル)	☎ 83-3666
	17日(日)	かめやま心身クリニック	栄町1488番地160	☎ 82-2500
	18日(月・祝)	後藤眼科クリニック	北町9番地15	☎ 84-1800
	24日(日)	さかえ整形外科	栄町1488番地17	☎ 97-3335
	31日(日)	せきクリニック	関町新所町1125	☎ 96-2220

急な子どもの病気の電話相談

みえ子ども医療ダイヤル

子どもの病気・薬・事故に関することについて、医療関係の専門相談員が電話による相談を実施しています。

#8000 または
☎059-232-9955
(受付: 午後7時30分～翌朝8時)



医療機関の照会

三重県救急医療情報センター

「今、診てもらえる医療機関」を24時間365日案内しています。
※深夜など、お問い合わせに対して最寄りの医療機関を紹介できない場合があります。

☎059-229-1199
(受付: 終日)



医療ネットみえ

県ホームページからも、受診可能な医療機関や、県内医療機関の詳しい情報などを検索できます。

医療ネットみえ

検索

- ◆夜間・休日などの当番医療機関は、急病に対するもので、担当医師の専門分野以外の症状には、対応できない場合があります。
- ◆担当医師や診療場所が変更となる場合がありますので、事前に電話で確認してから受診してください。
- ◆健康保険証、医療費受給資格証(子ども医療費など)、診療費、お薬手帳(または服用している薬)を必ずお持ちください。